

マイナンバーカードに関するお知らせ

戸籍係からのお知らせ

市民課戸籍係 ☎ 25 1127

マイナンバーカードの休日交付・申請窓口を開設します

仕事や学校などで平日に市役所へ手続きに行くことができないかたのために、マイナンバーカードの休日交付・申請窓口を開設します。

マイナンバーカードの交付や新規申請のお手伝い、電子証明書の更新手続きなど、事前に電話などで予約のうえ、来庁してください。



とき 12月17日(土) 午前9時～午後3時

ところ 鳥羽市役所西庁舎1階・市民課 **予約受付時間** 平日午前8時30分～午後5時15分

※マイナンバーカードの交付は交付通知書が届いたかたが対象です。

※転入・転出などの異動手続き・証明書の発行・戸籍の届け出などはできません。

マイナンバーカードの延長窓口を開設します **完全予約制**

マイナンバーカードに関する手続き専用の窓口を**完全予約制**で開設します。

マイナンバーカードの交付や新規申請のお手伝い、電子証明書の更新手続きなど、**事前に電話などで予約**のうえ、来庁してください。

予約がない場合は延長窓口の開設は行いませんので、ご承知おきください。

なお、金曜日は午後6時15分までの通常の延長窓口は開設します。

とき 12月1日(木)、2日(金)、8日(木)、9日(金)、15日(木)、16日(金) 午後7時まで

ところ 市役所西庁舎1階・市民課 **予約受付時間** 平日 午前8時30分～午後5時15分

※マイナンバーカードの交付は交付通知書が届いたかたが対象です。

※木曜日の午後5時15分からおよび金曜日の午後6時15分からは、転入・転出などの異動手続き・証明書の発行・戸籍の届け出などはできません。

まだマイナンバーカードをお持ちでないかたへ、QRコード付き交付申請書が送付されます

対象者 マイナンバーカードをまだお持ちでないかた

ただし、次のかたには交付申請書は送付されません。

- ① 75歳以上のかたで、令和3年3月ごろに後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されているかた
- ② 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入されたかた
- ③ 在留期間の定めのある外国人住民のかた
- ④ 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録しているかた

送付時期 令和4年11月中旬から12月上旬にかけて順次発送

送付方法 国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から各個人宛に転送不要の普通郵便で送付

※最近、マイナンバーカードを申請・取得されたかたにもご案内が届く場合があります。その場合、改めての申請は不要です

◆スマートフォンなどで申請書のQRコードを読み取ることで、自宅から簡単に申請ができます。郵送などでの申請も可能です。

◆最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要です。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末となっていますので、早めの申請がおすすめです。

マイナポイントについては、広報とば11月号やホームページをご覧ください。

保険年金係からのお知らせ

市民課保険年金係 ☎ 25 1135

マイナンバーカードの保険証利用の申し込みはお済みですか？

マイナンバーカードは、市民課窓口、マイナポータルまたはセブン銀行ATMから保険証利用の申し込みをすると、「マイナ受付」のステッカーなどがある医療機関・薬局で保険証として利用可能です。なお、従来の保険証も引き続き利用できます。

マイナンバーカードの保険証利用に関する問い合わせ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120 95 0178